

[関東信越厚生局への届出事項に関する事項]

1. 当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

基本診療料の施設基準等

地域一般入院料1
感染対策向上加算3
情報通信機を用いた診療に係る基準
看護補助加算I（一般病棟）
機能強化加算
在宅患者訪問診療料 注2
診療録管理体制加算3
データ提出加算I
後発医薬品使用体制加算2
協力対象施設入所者入院加算
医療DX推進体制加算
救急医療管理加算

特掲診療料の施設基準等

がん性疼痛緩和指導管理料
ニコチン依存症管理料
薬剤管理指導料
「第14の2」の1の(1)に規定する在宅療養支援病院
在宅緩和ケア充実診療所・病院加算
在宅総管及び特定施設入居時等医学総合管理料
専門管理加算(I)
脳血管疾患等リハビリテーション料(III)
運動器リハビリテーション料(III)
呼吸器リハビリテーション料(II)
救急医療管理加算
往診料の注10に規定する介護保険施設等 連携往診加算
検体検査管理加算(I)
外来・在宅ベースアップ評価料(I)
入院ベースアップ評価料43
CT造影及びMRI撮影
在宅医療情報連携加算

入院時食事療養費(I)